

保険業法の自主共済への適用除外を求める決議

1 2005年「改正」保険業法（2006年4月施行）は、保険業の定義から、「不特定の者を相手方」とするとの要件を外した。これにより、団体の構成員等という特定の者を相手方として、営利を目的とせず自主的に運営していただきたいいわゆる自主共済までもが保険業法上の特定保険業者とされて、2008年3月31日までに保険会社又は少額短期保険業者に移行するか廃業するかを選択を迫られた。

しかしながら、保険会社又は少額短期保険業者に移行するには、多額の責任準備金を積み立て、保険計理人を選任する等が必要であり、これは、相互扶助の精神に基づき低額の掛金により運営していた自主共済には、ほぼ不可能なことであった。430存在したと言われる自主共済中、移行期間中に保険会社又は少額短期保険業者に移行したものは65に過ぎず、多くの自主共済が既に廃業に追い込まれ、また、その存続は危機に瀕している。

2 保険業法「改正」の理由としては、「オレンジ共済事件」など「共済」の名を語った無認可保険による詐欺事件を防止することが挙げられた。しかし、このような悪質な無認可保険は不特定の者を相手方としていたのであるから、これに対しては、「改正」前の保険業法による規制が可能であったのであり、上記理由は口実にすぎない。

保険業法「改正」に先立つ2003年8月、在日米国商工会議所は、「無認可共済は遅滞なく金融庁及び保険業法の管理下におかれるべきである」との意見を発表し、2004年10月には、アメリカ政府が「日米規制改革及び競争政策イニシアティブに基づく日本政府への米国政府要望書」において、日本の保険市場において相当な市場シェアを有している共済について、アメリカ資本の保険会社が競争しやすい条件を整備することを要求し、2004年10月には、社団法人生命保険協会が、自主共済にも「保険会社と同様の規制を課すべき」との意見書を発表していた。即ち、保険業法「改正」の真の理由は、日米保険業界による市場拡大要請に応える点にあったと言うべきである。

3 そもそも、自主共済は、わが国における社会保障の貧困さを補うために、また、営利を目的とする保険会社等が採算性から保険として商品化しないものを、相互扶助の精神に基づき設立され、自主的に運営されてきたものであった。自主共済を廃業に追い込みあるいは、営利を目的とする保険会社に移行させることは、市民の自主的なセーフティネットの手段を奪うものである。

また、団体が構成員のために自主共済を運営することは、団体加盟者の団結を保持し構成員相互の福利と厚生を図る役割を果たすものであり、「結社の自由」の一内容として憲法21条で保障されるものがある。健全に運営されている自主共済に必要なない規制を課し、その存続を困難にすることは、憲法違反であって許されない。さらに、新自由主義に基づくグローバル化下において保険会社を始めとする金融機関の経営が危ぶまれる今日、相互扶助の精神に基づく自主共済の意義は再確認されるべきである。

4 現在、自主共済を運営している様々な団体が、共済事業を続けるために、保険業法の適用除外を求める広汎な運動を進めている。自主共済の存続を求める意見書を採択した自治体は、130に及ぶ。国会でも、保険業法による規制対象を再考すべきとの声が挙がり、この間2度にわたって、再改正法案が提出されている。

自由法曹団は、2007年6月に「保険業法の改正を求める意見書」を発表し、2008年には金融庁と2度の協議を行う等して活動してきた。今後も、保険業法の自主共済への適用を除外させるため、自主共済運営団体と共に闘うものである。

2008年10月20日

自由法曹団2008年総会